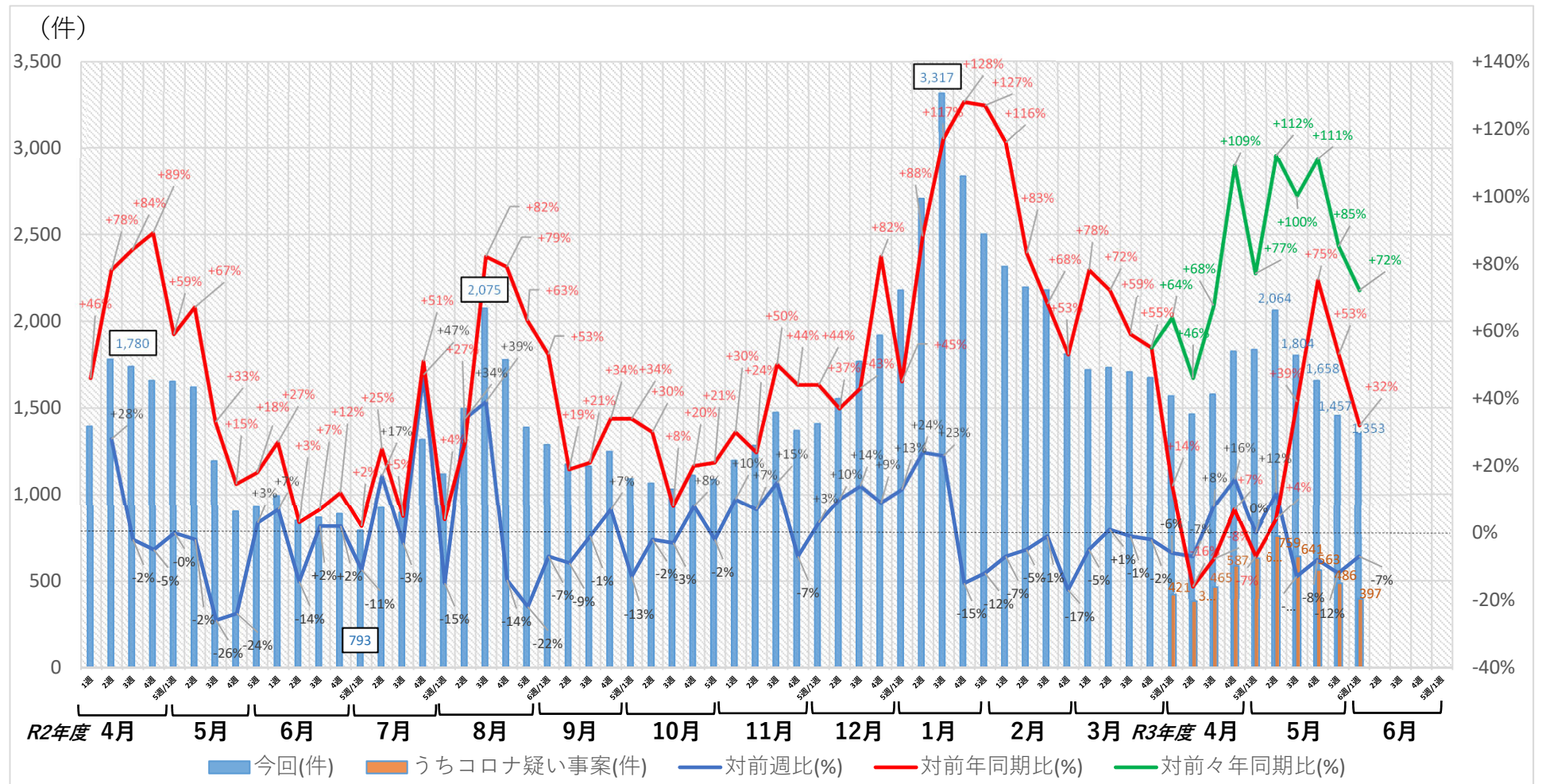


消防庁からの情報提供
(最近の救急業務を取り巻く情勢について)

- ① 救急搬送困難事案に係る状況調査
- ② 令和2年中の救急出場件数等(速報値)
- ③ 新型コロナウイルスワクチン関係

各消防本部からの救急搬送困難事案に係る状況調査の結果（各週比較）

R3.6.8
総務省消防庁



※1 本調査における「救急搬送困難事案」とは、救急隊による「医療機関への受入れ照会回数4回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」の事案として、各消防本部から総務省消防庁へ報告のあったもの。
 ※2 調査対象本部＝政令市消防本部・東京消防庁及び各都道府県の代表消防本部 計52本部
 ※3 コロナ疑い事案＝新型コロナウイルス感染症疑いの症状（体温37度以上の発熱、呼吸困難等）を認めた傷病者に係る事案

※4 医療機関の受け入れ体制確保に向け、厚生労働省及び都道府県等と状況を共有。
 ※5 この数値は速報値である。

各消防本部からの救急搬送困難事案に係る状況調査の結果（R3. 5/31 (月) ～R3. 6/6 (日) 分）

R3.6.8
総務省消防庁

都道府県名	消防本部名	搬送困難事案件数（件）				比較（％）		
		今回	前週	前年同期	前々年同期	対前週	対前年同期	対前々年同期
北海道	札幌市消防局	96	120	76	19	-20%	+26%	+405%
青森県	青森地域広域事務組合消防本部	0	0	0	3	－	－	皆減
岩手県	盛岡地区広域消防組合消防本部	7	1	1	2	+600%	+600%	+250%
宮城県	仙台市消防局	47	51	15	25	-8%	+213%	+88%
秋田県	秋田市消防本部	0	0	0	0	－	－	－
山形県	山形市消防本部	7	1	5	4	+600%	+40%	+75%
福島県	福島市消防本部	3	6	0	2	-50%	皆増	+50%
茨城県	水戸市消防本部	12	10	10	6	+20%	+20%	+100%
栃木県	宇都宮市消防局	7	7	1	2	0%	+600%	+250%
群馬県	前橋市消防局	1	1	0	0	0%	皆増	皆増
埼玉県	さいたま市消防局	25	45	27	19	-44%	-7%	+32%
千葉県	千葉市消防局	66	56	51	67	+18%	+29%	-1%
東京都	東京消防庁	611	610	510	291	+0%	+20%	+110%
神奈川県	川崎市消防局	17	16	16	9	+6%	+6%	+89%
	横浜市消防局	58	54	56	20	+7%	+4%	+190%
	相模原市消防局	14	19	18	17	-26%	-22%	-18%
新潟県	新潟市消防局	4	9	8	27	-56%	-50%	-85%
富山県	富山市消防局	2	1	1	0	+100%	+100%	皆増
石川県	金沢市消防局	6	3	2	2	+100%	+200%	+200%
福井県	福井市消防局	1	0	0	0	皆増	皆増	皆増
山梨県	甲府地区広域行政事務組合消防本部	4	4	1	7	0%	+300%	-43%
長野県	長野市消防局	0	0	0	0	－	－	－
岐阜県	岐阜市消防本部	0	0	0	2	－	－	皆減
静岡県	静岡市消防局	3	3	2	5	0%	+50%	-40%
	浜松市消防局	2	7	2	1	-71%	0%	+100%
愛知県	名古屋市消防局	19	16	12	5	+19%	+58%	+280%
合 計		1,353	1,457	1,022	785	-7%	+32%	+72%

都道府県名	消防本部名	搬送困難事案件数（件）				比較（％）		
		今回	前週	前年同期	前々年同期	対前週	対前年同期	対前々年同期
三重県	四日市市消防本部	2	0	0	0	皆増	皆増	皆増
滋賀県	大津市消防局	0	1	0	0	皆減	－	－
京都府	京都市消防局	17	15	5	15	+13%	+240%	+13%
大阪府	大阪市消防局	166	196	126	131	-15%	+32%	+27%
	堺市消防局	11	20	7	12	-45%	+57%	-8%
兵庫県	神戸市消防局	46	63	15	11	-27%	+207%	+318%
奈良県	奈良市消防局	2	4	3	5	-50%	-33%	-60%
和歌山県	和歌山市消防局	0	3	1	3	皆減	皆減	皆減
鳥取県	鳥取県東部広域行政管理組合消防局	0	1	0	0	皆減	－	－
島根県	松江市消防本部	0	0	0	0	－	－	－
岡山県	岡山市消防局	5	1	1	3	+400%	+400%	+67%
広島県	広島市消防局	30	33	11	30	-9%	+173%	0%
山口県	下関市消防局	2	1	1	1	+100%	+100%	+100%
徳島県	徳島市消防局	1	5	1	1	-80%	0%	0%
香川県	高松市消防局	3	10	0	6	-70%	皆増	-50%
愛媛県	松山市消防局	3	1	1	1	+200%	+200%	+200%
高知県	高知市消防局	5	4	3	4	+25%	+67%	+25%
福岡県	福岡市消防局	13	21	9	6	-38%	+44%	+117%
	北九州市消防局	4	4	8	0	0%	-50%	皆増
佐賀県	佐賀広域消防局	4	2	0	4	+100%	皆増	0%
長崎県	長崎市消防局	11	8	1	4	+38%	+1,000%	+175%
熊本県	熊本市消防局	3	8	6	6	-63%	-50%	-50%
大分県	大分市消防局	6	8	2	0	-25%	+200%	皆増
宮崎県	宮崎市消防局	4	7	6	7	-43%	-33%	-43%
鹿児島県	鹿児島市消防局	3	1	1	0	+200%	+200%	皆増
沖縄県	那覇市消防局	0	0	0	0	－	－	－

※1 本調査における「救急搬送困難事案」とは、救急隊による「医療機関への受入れ照会回数4回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」の事案として、各消防本部から総務省消防庁あて報告のあったものとしている。

※2 調査対象本部＝政令市消防本部・東京消防庁及び各都道府県の代表消防本部 計52本部

※3 医療機関の受け入れ体制確保等に向け、厚生労働省及び都道府県等と状況を共有。

※4 本表における今回及び前週の件数は、速報値である。

3

各消防本部からの救急搬送困難事案に係る状況調査の結果（R3. 5/31 (月) ～R3. 6/6 (日) 分）

R3.6.8
総務省消防庁

都道府県名	消防本部名	搬送困難事案								
					うちコロナ疑い事案			うち非コロナ疑い事案		
		今回	前週	対前週	今回	前週	対前週	今回	前週	対前週
北海道	札幌市消防局	96	120	-20%	38	57	-33%	58	63	-8%
青森県	青森地域広域事務組合消防本部	0	0	－	0	0	－	0	0	－
岩手県	盛岡地区広域消防組合消防本部	7	1	+600%	0	1	皆減	7	0	皆増
宮城県	仙台市消防局	47	51	-8%	1	10	-90%	46	41	+12%
秋田県	秋田市消防本部	0	0	－	0	0	－	0	0	－
山形県	山形市消防本部	7	1	+600%	2	0	皆増	5	1	+400%
福島県	福島市消防本部	3	6	-50%	0	2	皆減	3	4	-25%
茨城県	水戸市消防本部	12	10	+20%	3	3	0%	9	7	+29%
栃木県	宇都宮市消防局	7	7	0%	2	2	0%	5	5	0%
群馬県	前橋市消防局	1	1	0%	0	1	皆減	1	0	皆増
埼玉県	さいたま市消防局	25	45	-44%	0	1	皆減	25	44	-43%
千葉県	千葉市消防局	66	56	+18%	29	24	+21%	37	32	+16%
東京都	東京消防庁	611	610	+0%	136	152	-11%	475	458	+4%
神奈川県	川崎市消防局	17	16	+6%	13	11	+18%	4	5	-20%
	横浜市消防局	58	54	+7%	40	36	+11%	18	18	0%
	相模原市消防局	14	19	-26%	6	7	-14%	8	12	-33%
新潟県	新潟市消防局	4	9	-56%	1	3	-67%	3	6	-50%
富山県	富山市消防局	2	1	+100%	0	0	－	2	1	+100%
石川県	金沢市消防局	6	3	+100%	0	0	－	6	3	+100%
福井県	福井市消防局	1	0	皆増	0	0	－	1	0	皆増
山梨県	甲府地区広域行政事務組合消防本部	4	4	0%	1	1	0%	3	3	0%
長野県	長野市消防局	0	0	－	0	0	－	0	0	－
岐阜県	岐阜市消防本部	0	0	－	0	0	－	0	0	－
静岡県	静岡市消防局	3	3	0%	2	0	皆増	1	3	-67%
	浜松市消防局	2	7	-71%	0	4	皆減	2	3	-33%
愛知県	名古屋市消防局	19	16	+19%	8	11	-27%	11	5	+120%

※1 本調査における「救急搬送困難事案」とは、救急隊による「医療機関への受入れ照会回数4回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」の事案として、各消防本部から総務省消防庁あて報告のあったものとしている。

※2 調査対象本部＝政令市消防本部・東京消防庁及び各都道府県の代表消防本部 計52本部

※3 コロナ疑い事案＝新型コロナウイルス感染症疑いの症状（体温37度以上の発熱、呼吸困難等）を認めた傷病者に係る事案

※4 医療機関の受け入れ体制確保に向け、厚生労働省及び都道府県等と状況を共有。

※5 この数値は速報値である。

都道府県名	消防本部名	搬送困難事案								
					うちコロナ疑い事案			うち非コロナ疑い事案		
		今回	前週	対前週	今回	前週	対前週	今回	前週	対前週
三重県	四日市市消防本部	2	0	皆増	0	0	－	2	0	皆増
滋賀県	大津市消防局	0	1	皆減	0	0	－	0	1	皆減
京都府	京都市消防局	17	15	+13%	2	3	-33%	15	12	+25%
大阪府	大阪市消防局	166	196	-15%	44	65	-32%	122	131	-7%
	堺市消防局	11	20	-45%	7	10	-30%	4	10	-60%
兵庫県	神戸市消防局	46	63	-27%	26	32	-19%	20	31	-35%
奈良県	奈良市消防局	2	4	-50%	0	2	皆減	2	2	0%
和歌山県	和歌山市消防局	0	3	皆減	0	0	－	0	3	皆減
鳥取県	鳥取県東部広域行政管理組合消防局	0	1	皆減	0	0	－	0	1	皆減
島根県	松江市消防本部	0	0	－	0	0	－	0	0	－
岡山県	岡山市消防局	5	1	+400%	2	1	+100%	3	0	皆増
広島県	広島市消防局	30	33	-9%	15	15	0%	15	18	-17%
山口県	下関市消防局	2	1	+100%	1	0	皆増	1	1	0%
徳島県	徳島市消防局	1	5	-80%	1	2	-50%	0	3	皆減
香川県	高松市消防局	3	10	-70%	0	3	皆減	3	7	-57%
愛媛県	松山市消防局	3	1	+200%	1	0	皆増	2	1	+100%
高知県	高知市消防局	5	4	+25%	2	4	-50%	3	0	皆増
福岡県	福岡市消防局	13	21	-38%	0	5	皆減	13	16	-19%
	北九州市消防局	4	4	0%	3	1	+200%	1	3	-67%
佐賀県	佐賀広域消防局	4	2	+100%	0	0	－	4	2	+100%
長崎県	長崎市消防局	11	8	+38%	1	3	-67%	10	5	+100%
熊本県	熊本市消防局	3	8	-63%	2	4	-50%	1	4	-75%
大分県	大分市消防局	6	8	-25%	4	6	-33%	2	2	0%
宮崎県	宮崎市消防局	4	7	-43%	3	3	0%	1	4	-75%
鹿児島県	鹿児島市消防局	3	1	+200%	1	1	0%	2	0	皆増
沖縄県	那覇市消防局	0	0	－	0	0	－	0	0	－
合 計		1,353	1,457	-7%	397	486	-18%	956	971	-2%

【参考】

前 回 合 計	1,457	1,658	-12%	486	563	-14%	971	1,095	-11%
---------	-------	-------	------	-----	-----	------	-----	-------	------

- ① 救急搬送困難事案に係る状況調査
- ② 令和2年中の救急出場件数等(速報値)
- ③ 新型コロナウイルスワクチン関係

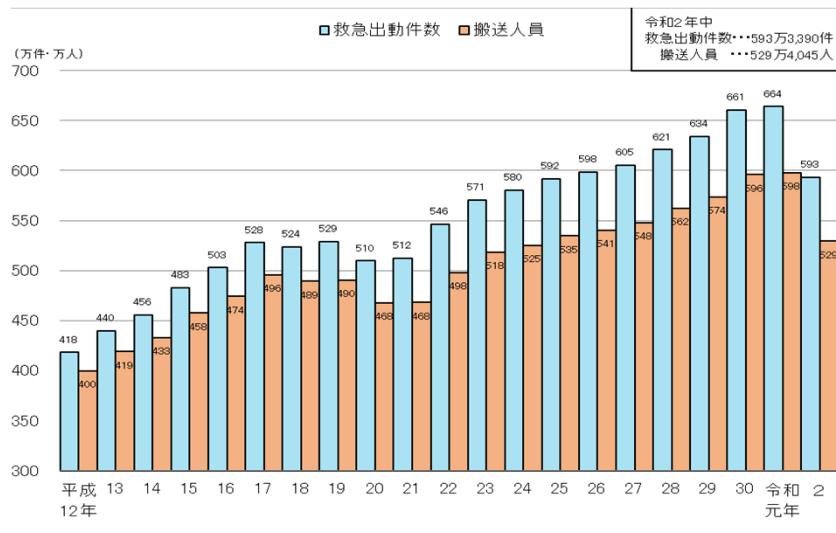


令和2年中の救急出動件数等(速報値)の状況について

FDMA
住民とともに

- 令和2年中の救急自動車による救急出動件数・救急搬送人員(速報値)は、平成20年以来12年ぶりに、対前年比で減少。
【救急出動件数】約593万件(対前年比▲10.6%) 【救急搬送人員】約529万人(対前年比▲11.4%)
- 減少の要因としては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う衛生意識の向上や不要不急の外出自粛といった国民の行動変容により、急病、交通事故及び一般負傷等の減少に繋がったことなどが考えられる。
- 一方で、複数の消防本部からの聞き取りによれば、現場到着所要時間や病院収容所要時間は、新型コロナウイルス感染症への対応などを背景に、対前年比で延伸したとの報告を受けており、救急出動件数・救急搬送人員は減少したものの、感染防止対策の徹底など、個々の救急活動における負担は増大している現状が伺える。
- 消防庁としては、引き続き、厚生労働省など関係機関と連携しながら、各地域の消防機関が救急搬送を適切に行えるよう、必要な対応を進めてまいりたい。

(1) 救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の推移



	出動件数	対前年比	搬送人員	対前年比
令和2年	約593万件	▲10.6%	約529万人	▲11.4%
令和元年	約664万件	+0.5%	約598万人	+0.3%
平成30年	約661万件	+4.1%	約596万人	+3.9%
平成20年	約510万件	▲3.7%	約468万人	▲4.6%
平成19年	約529万件	+1.0%	約491万人	+0.2%

※ 各数値については、令和2年は速報値、それ以外は確定値。

(2) 速報値を公表している消防本部からの聞き取り状況

① 現場到着所要時間(入電から現場に到着するまでに要した時間)(平均)

	さいたま市消防局	横浜市消防局	名古屋市消防局
令和2年①	8.5分	9.5分	7.0分
令和元年②	8.0分	9.0分	6.8分
対前年比①-②	+0.5分	+0.5分	+0.2分

② 病院収容所要時間(入電から医師引継ぎまでに要した時間)(平均)

	さいたま市消防局	横浜市消防局	名古屋市消防局
令和2年①	41.5分	44.2分	31.4分
令和元年②	40.5分	41.6分	31.1分
対前年比①-②	+1.0分	+2.6分	+0.3分

※ 現場到着所要時間や病院収容所要時間等の全国状況については、例年と同様、本年末を目途に予定している確定値の公表に際して、お示しする予定。

- ① 救急搬送困難事案に係る状況調査
- ② 令和2年中の救急出場件数等(速報値)
- ③ **新型コロナウイルスワクチン関係**

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 25 日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁消防・救急課
消防庁救急企画室

救急救命士による新型コロナワクチン接種業務の対応について

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナワクチン接種のための、医師・看護師等以外の医療関係職種の確保に関しては、先般、厚生労働省において、歯科医師による実施の可否について検討が行われ、一定の条件の下で医師法第 17 条との関係では違法性が阻却され得るものとの法的な整理がなされたところですが、今般、まずは臨床検査技師及び救急救命士について、新型コロナワクチンの接種の実施について検討することとされました。

今後、厚生労働省において、法的、制度的な検討が具体的に行われるものとなりますが、救急救命士免許取得者の中には、消防機関に所属している者も相当数いることから、取り急ぎお知らせいたします。

消防庁としては、今後とも厚生労働省における検討の状況を注視し、必要な協力を行うとともに、各都道府県及び消防本部に対し、適時の情報提供等を行ってまいります。

なお、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されますようお願いいたします。

以上

（参考）

○令和 3 年 5 月 25 日 加藤勝信内閣官房長官会見（概要）

【問合せ先】

消防・救急課	高荒 永峯 前田	T E L : 03-5253-7522
救急企画室	伊藤 小塩 岡澤	T E L : 03-5253-7529

令和3年5月25日（火）
加藤勝信内閣官房長官会見（概要）

■加藤官房長官

○記者

■（ワクチン接種への協力に対する医療機関等への支援策について説明）

次に、ワクチン接種のための、医師・看護職以外の医療関係職種の確保についてであります。これまで、一定の条件のもとで、歯科医師にワクチン接種のための注射に御協力いただくことを可能といたしました。さらに、歯科医師以外の職種についても、法的・制度的な整理を進め、逐次検討を進めているところであります。こうした中で、今後のワクチン接種の進展を踏まえ、まずは、業として人体への侵襲を伴う針を刺す行為を行っている臨床検査技師、救急救命士について、歯科医師と同様に違法性阻却の考え方を整理し、ワクチンの接種の実施について検討することといたしました。また、ワクチン接種を進めるためには、それぞれの医療関係職種の専門性を発揮していただきながら、職種にかかわる様々な業務に協力していただくことが重要であります。薬剤師については、予診のサポート、ワクチンの調製、接種後の経過観察、診療放射線技師については、接種後の経過観察への協力を、関係団体とも連携して、進めていきたいと考えております。

（インド変異株に対する水際対策措置について説明）

○ 共同通信のカサイです。冒頭のワクチン接種への支援策についてお伺いします。菅総理は昨日、救急救命士や臨床検査技師を念頭にですね、数万人確保したいと表明されましたが、救急救命士など、それぞれどのぐらいの規模で有識者の人数を想定されている、あ、有資格者の人数を想定されているのでしょうか。確保のめどや今後のスケジュールについてお聞きします。

■ まず、あの、対象となる人数であります。臨床検査技師については、免許取得者数は約20万人、うち医療機関に勤務する者は約6万6千人、救命救急士については、免許取得者数約6万4千人のうち、約4万人は消防職員として活躍されていると承知をしております。こうした方々の中で、必要な協力を呼びかけていくこととしております。また、臨床検査技師については、PCR検査も含めた検査業務、救命救急士については、救急患者の搬送業務にもすでに従事をされているわけでありますから、今申し上げた全ての方がワクチン接種に従事できるわけではありません。あの、必要な検査体制・救急搬送体制に支障ない範囲でできる限り協力をいただきたいと考えております。ほかの関係団体とも相談しながら、協力を呼びかけていきたいと思っております。

○ 読売新聞のヤマザキです。関連して、ワクチン接種は原則として、医師と看護師に限られていて、自治体もその前提で準備を進めていたと思います。すでに自治体が接種業務に着手している中で、打ち手の職種を拡大することになりますが、頻繁な運用の見直しによって、かえって混乱を招いたり現場の作業が遅れたりすることにつながることはないのでしょうか。政府の見解をお伺いします。

■ 各自治体からですね、すでに高齢者に関して7月末の接種に向けて努力をいただいておりますが、そうした中で、打ち手が不足しているという声、あるいは声を頂戴しているわけでありました。そうした声も踏まえて、先ほど申し上げた歯科医師、そして今回の臨床検査技師、救命救急士。これはまあ、これから検討することにはなりますけれども、そうした対象について、接種の打ち手として協力していただける、そうした状況を作っていくということでありますから、あとはそれぞれ自治体に応じて、具体的にですね、どういう方に協力をしていただくのか、それはお決めいただくということで、あの、むしろ、今の不足感を解消していくと、そういう考え方で我々検討を進めている、対応を行っているということであります。具体的には、あの、自治体と細かく情報共有もしながらですね、御指摘のような、現場において混乱が生じないように進めていきたいと考えております。

(以降、接種会場の確保等について質疑)

以上

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 31 日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁消防・救急課
消防庁救急企画室

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための
各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会」の
開催について

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナワクチン接種のための、医師・看護師等以外の医療関係職種の確保
に関しては、まずは臨床検査技師及び救急救命士について、新型コロナワクチン
の接種の実施について検討することとされた旨、令和 3 年 5 月 25 日付け事務連
絡（消防庁消防・救急課、救急企画室）によりお知らせしたところです。

本日、厚生労働省において、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推
進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討
会」（以下「検討会」という。）が開催されましたので、情報提供いたします。な
お、検討会には消防庁消防・救急課長が出席し、救急救命士による筋肉内注射の
実施の可否にかかる検討に際し、違法性阻却のための条件の明確化や、必要な研
修の内容の明確化等について、留意いただきたい旨など発言したところです。

今後、厚生労働省において、検討会で出された意見を整理し、必要な対応が行
われると承知しております。

消防庁としては、今後とも厚生労働省における検討の状況を注視し、必要な協
力を行うとともに、各都道府県及び消防本部に対し、適時の情報提供等を行って
まいります。

なお、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）
に対して、この旨周知されますようお願いいたします。

（参考）

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各
医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会」資料
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18939.html)

【問合せ先】

消防・救急課	高荒 永峯 前田	TEL：03-5253-7522
救急企画室	伊藤 小塩 岡澤	TEL：03-5253-7529

ワクチン接種体制における効果的・効率的な役割分担を考える上での各医療関係職種の業務と専門性

資格名 免許取得者数 (業務従事者数※)	資格制度上の業務 (※は医行為が含まれる行為)	普段担っているワクチン接種に関連のある業務			
		人体への注射・採血	副反応への対応等	臨床現場での薬剤の取扱い	その他ワクチン接種に関連のある業務
薬剤師 311,289	調剤 服薬指導	(6年制では注射の手法に関する知識は有している)	投薬後のフォローアップ (副作用等の確認や対処方法等)	処方箋に基づく医薬品の調剤	服薬指導等の場面において患者とコミュニケーションを取りながら健康状態や投薬歴、副作用の有無等の確認を実施
診療放射線技師 88,728 (54,213)	放射線の照射* 画像診断装置を用いた検査* 造影剤の投与等*		CT検査やMRI検査時における造影剤によるアナフィラキシーショック等への初期対応	造影剤注入装置による造影剤の投与	
臨床検査技師 202,255 (66,866)	検体検査 生理学的検査* 採血* 検体採取*	外来、健診等における血液検査のための静脈からの採血	採血時の針刺しに伴う血管迷走神経反射等への初期対応		
臨床工学技士 45,631 (28,043)	生命維持管理装置の操作* 生命維持管理装置の保守点検	(血液浄化装置のシャントへの接続)	血液浄化における薬剤等によるアナフィラキシーショック等への初期対応	生命維持管理装置の操作による薬剤の注入とその際の薬剤の準備	
救急救命士 64,328 (40,043)	救急救命処置*	救急救命処置として次の処置を実施 ・ 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保と輸液 ・ エピネフリン等の薬剤の投与	薬剤の投与による副反応に限らず、救急救命処置として次の処置を実施 ・ 全身状態の観察 ・ 気道確保 ・ 増悪するショック患者への静脈路確保と輸液	救急救命処置として次の処置を実施 ・ 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保と輸液 ・ エピネフリン等の薬剤の投与	

※ 救急救命士は消防職員数を記載。臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士は病院又は診療所に勤務する者の数を記載

各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の考え方

- 予診の効率的実施（予診のサポートの充実）や、ワクチンの調製・シリンジへの充填作業、接種、接種後の経過観察という一連の業務を様々な職種で役割分担することによる接種体制全体の効率化といった課題への対応について、各医療関係職種が普段担っている業務を踏まえた検討が必要。



- 薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士については、予診のサポートや経過観察等、現行法上も実施可能な業務において専門性を活かして効果的に貢献いただくことが可能と考えられることから、そうした業務について、各医療関係職種に更に協力いただくための取組をすぐにでも進めることとしてはどうか。
- 臨床検査技師、救急救命士については、普段の業務において人体への注射や静脈からの採血を担っていることを踏まえれば、ワクチン接種の実施について、その専門性を活かして効果的に貢献いただくことが可能と考えられることから、まずは、これらの職種について、違法性が阻却され得るかについて検討を行った上で、必要な研修の教材作成や実技を含む研修実施体制の構築について具体的な検討を進めることとしてはどうか。
- 薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士については、今後の接種の進捗状況を見つつ、必要に応じて検討することとしてはどうか。

	ワクチン接種に関して当面、期待される役割（案）
薬剤師	➤ ワクチンの調製・シリンジへの充填作業 ➤ 予診のサポートとして、問診や予診票の確認など ➤ ワクチン接種後の経過観察
診療放射線技師	➤ ワクチン接種後の経過観察
臨床検査技師	➤ ワクチン接種
臨床工学技士	➤ ワクチンの調製・シリンジへの充填作業 ➤ ワクチン接種後の経過観察
救急救命士	➤ ワクチン接種、ワクチン接種後の経過観察

臨床検査技師・救急救命士によるワクチン接種の実施に係る違法性の阻却について（案）

- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種（注射）については、医行為に該当し、現行法上、そのための注射を臨床検査技師や救急救命士が行うことはできない。
- 一方で、臨床検査技師は、静脈からの採血に関する基本的な教育を受けており、また、実際に当該業務を行っていることを踏まえれば、臨床検査技師もワクチン接種（注射）の手技に関する一定の技術的基盤を有していると考えられる。
- また、救急救命士は、救急救命処置として、乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保と輸液、エピネフリン等の薬剤の投与等に関する基本的な教育を受けており、また、実際に当該業務を行っていることを踏まえれば、救急救命士もワクチン接種（注射）の手技に関する一定の技術的基盤を有していると考えられる。
- 違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、上記を前提に、違法性阻却の考え方を踏まえると、下記（１）～（３）の条件の下であれば、臨床検査技師や救急救命士によるワクチン接種のための注射について、違法性が阻却されると整理してはどうか。

（１） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、住民の生命・健康を守るために迅速にワクチン接種を進める必要がある中で、必要な医師・看護師等の確保ができないために、臨床検査技師・救急救命士によるワクチン接種のための協力なしには特設会場での集団接種が実施できない状況であること。

※ 上記については、予防接種の実施主体である自治体の長が、看護師等の確保に取り組んだ上で、それでも必要な看護師等の確保が困難と判断し、地域医師会等の関係者とも合意の上で、関係者に協力を要請する。

※ 臨床検査技師・救急救命士がワクチン接種を行うのは、集団接種のための特設会場（地域住民を対象にワクチン接種を行う病院を含む。）に限る。（予診やアナフィラキシー等の症状が発生した場合の対応は、特設会場にいる医師が行う。）

（２） 協力に応じる臨床検査技師・救急救命士が新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること

※ 研修については、必要な研修の教材作成や実技を含む研修実施体制の構築について具体的な検討が必要。

（３） 臨床検査技師・救急救命士による接種について被接種者の同意を得ること

消 防 消 第 244 号
消 防 救 第 183 号
令 和 3 年 6 月 4 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)
消防庁救急企画室長
(公 印 省 略)

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための
各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」への
対応について（依頼）

新型コロナワクチン接種のための、医師・看護師等以外の各医療関係職種（救急救命士を含む。以下同じ。）の確保に関しては、厚生労働省における検討状況等について、令和3年5月25日付け及び31日付け事務連絡（消防庁消防・救急課、救急企画室）によりお知らせしたところです。

こうした中、本日、同省より、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」（令和3年6月4日付け医政発 0604 第 31 号厚生労働省医政局長、健発 0604 第 17 号厚生労働省健康局長、薬生発 0604 第 6 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「6月4日付け厚生労働省通知」という。）（別添1）が発出されるとともに、総務省より、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」（令和3年6月4日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡。以下「6月4日付け総務省事務連絡」という。）（別添2）が発出され、ワクチン接種体制における各医療関係職種の専門性を踏まえた効果的・効率的な役割分担の在り方等や、各医療関係職種の協力も得ながらワクチン接種体制の構築に取り組んでほしい旨などが示されました。

つきましては、貴職におかれては、6月4日付け厚生労働省通知、6月4日付け総務省事務連絡及び下記の内容に十分に御留意の上、貴都道府県及び管内市町村のワクチン接種主管部（局）等の関係者との間で適切な調整・連携を図っていただくとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づ

く助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防機関に対して自治体の長から協力要請があった場合の対応について

予防接種の実施主体である自治体の長から、効果的かつ効率的なワクチン接種体制の構築に向けて、ワクチン接種のための筋肉内注射や接種後の状態観察に関して、消防機関に対して、当該機関に所属する救急救命士の活用に係る協力要請があった場合には、救急救命士による本来業務に支障を生じさせない範囲で、できる限りの協力を行っていただきますようお願いいたします。なお、ワクチン接種のための筋肉内注射を救急救命士が行うことについては、医師法（昭和23年7月30日法律第201号）第17条との関係での違法性阻却の法的整理が6月4日付け厚生労働省通知の別紙第二1のとおりなされていることから、その内容に十分に留意して対応いただくようお願いいたします。

また、ワクチン接種のための筋肉内注射に必要となる研修については、6月4日付け厚生労働省通知の別紙第二2のとおり、今後、厚生労働省より、準備が整い次第、教材の作成や実技を含む研修実施体制が示されることとされていることから、これらを受けて、消防庁としても、適時の情報提供等を行っていく予定です。

なお、消防機関が、当該機関に所属する救急救命士を自治体を実施するワクチン接種業務に従事させる場合の、当該救急救命士の身分取扱い等の考え方については、追ってお示しします。

2 消防職員である救急救命士へのワクチン接種について

現時点で、現場の救急活動に従事していない救急救命士について、消防機関が、ワクチンの早期接種を行う「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」と位置付けていない場合にあっても、今後、当該救急救命士をワクチン接種業務に従事させることが見込まれる場合には、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3版）」における以下の取扱いを参考に、都道府県及び市町村のワクチン接種主管部（局）等の関係者との間で、適切な対応を行っていただくようお願いいたします。

○ 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3版）」（P.15より抜粋）

2 対象者

（2）接種順位

表2 医療従事者等の詳細な範囲

4 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス

感染症患者に頻繁に接する業務を行う者

2 予防接種業務

自治体が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特設会場を設ける場合については、当該特設会場は医療機関であることから、予防接種業務に従事する者であって、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接すると当該特設会場を設ける自治体が判断した者を接種対象とすることができる。ただし、直接会場で予診や接種等を行う者を対象とし、単に被接種者の送迎や会場設営等を行う者等は含まない。

※ 予防接種業務の従事者が、高齢者への接種の実施時期に、ワクチンを接種していない場合は、高齢者への接種の際に併せて接種することができる。都道府県と市町村の調整が可能であり、市町村又は地元の医療機関での接種体制の構築ができる場合は、他の医療従事者等と同様に接種を行うことができる。

(別添資料)

- 別添１・・・「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」（令和３年６月４日付け医政発 0604 第 31 号厚生労働省医政局長、健発 0604 第 17 号厚生労働省健康局長、薬生発 0604 第 6 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）
- 別添２・・・「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」（令和３年６月４日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡）

【問合せ先】

消防・救急課	高荒	永峯	前田	TEL : 03-5253-7522
救急企画室	伊藤	小塩	岡澤	TEL : 03-5253-7529

医政発 0604 第 31 号
健 発 0604 第 17 号
薬生発 0604 第 6 号
令和 3 年 6 月 4 日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局長
厚生労働省健康局長
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための
各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について

新型コロナウイルス感染症のワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種を更に迅速かつ円滑に進める観点から、ワクチン接種体制における各医療関係職種の専門性を踏まえた効果的かつ効率的な役割分担の在り方として、ワクチン接種に関して、各医療関係職種に当面、期待される役割を次のとおり整理したので、各自治体においては、本通知も参考に、地域の実情に応じて、各医療関係職種の協力も得ながら、ワクチン接種体制の構築に取り組んでいただくようお願いします。

- （１）薬剤師：予診のサポート（問診、予診票の確認（記入の補助を含む）、薬剤服用（使用）歴の確認や副反応等に関する事前の説明）、ワクチンの希釈及びシリンジへの充填、接種後の状態観察
- （２）診療放射線技師：接種後の状態観察
- （３）臨床検査技師：接種（ワクチン接種のための筋肉内注射）
- （４）臨床工学技士：ワクチンの希釈及びシリンジへの充填、接種後の状態観察
- （５）救急救命士：接種（ワクチン接種のための筋肉内注射）、接種後の状態観察

※ 詳細な考え方については、別紙を参照すること。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等についての考え方

第一 ワクチン接種に関して各医療関係職種に当面、期待される役割について

ワクチンの集団接種を実施するためには、予診、ワクチンの希釈及びシリンジへの充填、接種、接種後の状態観察といった業務について、それぞれ担当する者を配置する必要がある。

安全性を確保しつつ、効果的かつ効率的にワクチンの集団接種の体制を構築するための方策の一つとして、こうしたワクチン接種に関連する一連の業務について、様々な医療関係職種の協力を得て、それぞれの専門性を踏まえた役割分担を行うことにより、接種体制全体の効率化を図ることが考えられる。

具体的には、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士について、普段担っているワクチン接種に関連のある業務を踏まえ、ワクチン接種に関して、当面、期待される役割を次のとおり整理したので、各自治体においては、地域の関係者とも協議の上で、地域の実情に応じて、これら医療関係職種の協力も得ながら、安全性を確保しつつ、効果的かつ効率的なワクチン接種体制の構築に取り組むこと。

(1) 薬剤師

薬剤師については、平時より服薬指導等の場面において患者とコミュニケーションを取りながら健康状態や薬剤服用（使用）歴、副作用の有無等の確認を行っていることから、こうした経験・知識を活かすことができる業務として、問診、予診票の確認（記入の補助を含む）、薬剤服用（使用）歴の確認や副反応等に関する事前の説明といった予診の協力を得ることが考えられる。これにより、医師が行う予診の効率的な実施につながり、集団接種会場の接種能力を高めることに資すると期待される。

さらに、処方箋に基づく調剤や投薬後のフォローアップ（副作用等の確認や一次対応等）も平時より行っていることから、こうした経験・知識を活かすことができる業務として、ワクチンの希釈及びシリンジへの充填や接種後の状態観察への協力を得ることが考えられる。

なお、薬剤師は、診療所における個別接種においても同様の協力を行っているところである。

(2) 診療放射線技師

診療放射線技師については、CT検査やMRI検査の際に造影剤によるアナフィラキシーショック等への初期対応を行っていることから、こうした経験・知識を活かすことができる業務として、接種後の状態観察への協力を得ることが考えられる。

（３）臨床検査技師

臨床検査技師については、外来、健診等における血液検査のための静脈からの採血を行っていることから、こうした経験・知識を活かすことができる業務として、ワクチン接種のための筋肉内注射への協力を得ることが考えられる。（ワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師による実施の可否についての法的な整理については第二のとおりであり、協力に応じる臨床検査技師はワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていることが必要。）

（４）臨床工学技士

臨床工学技士については、生命維持管理装置の操作による薬剤の注入とその際の薬剤の準備や、血液浄化における薬剤等によるアナフィラキシーショック等への初期対応を行っていることから、こうした経験・知識を活かすことができる業務として、ワクチンの希釈及びシリンジへの充填や接種後の状態観察への協力を得ることが考えられる。

（５）救急救命士

救急救命士については、救急救命処置として、乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保と輸液、エピネフリン等の薬剤の投与を行っていることから、こうした経験・知識を活かすことができる業務として、ワクチン接種のための筋肉内注射への協力を得ることが考えられる。（ワクチン接種のための筋肉内注射の救急救命士による実施の可否についての法的な整理については第二のとおりであり、協力に応じる救急救命士はワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていることが必要。）

また、救急救命士については、薬剤の投与による副反応に限らず、救急救命処置として、全身状態の観察や気道確保、増悪するショック患者への静脈路確保と輸液を行っていることから、こうした経験・知識を活かすことができる業務として、接種後の状態観察への協力を得ることが考えられる。

第二 臨床検査技師・救急救命士によるワクチン接種のための筋肉内注射の実施について

1. 臨床検査技師・救急救命士によるワクチン接種のための筋肉内注射の実施に係る法的整理について

ワクチン接種のための筋肉内注射については、医行為に該当し、また、臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）や救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）により臨床検査技師や救急救命士が実施可能な診療の補助の範囲にも含まれていないことから、医師等の資格を有さない臨床検査技師や救急救命士が反復継続する意思をもって行えば、基本的には、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 17 条に違反する。

一方で、臨床検査技師については、その養成課程において、静脈からの採血に関する基本的な教育を受けており、また、実際に当該業務を行っていることを踏まえれば、ワ

ワクチン接種のための筋肉内注射の手技に関する一定の技術的基盤を有していると考えられる。また、救急救命士についても、その養成課程において、救急救命処置として、乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保と輸液、エピネフリン等の薬剤の投与等に関する基本的な教育を受けており、また、実際に当該業務を行っていることを踏まえれば、ワクチン接種のための筋肉内注射の手技に関する一定の技術的基盤を有していると考えられる。

これらを踏まえれば、違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、少なくとも以下の条件の下でワクチン接種のための筋肉内注射を臨床検査技師や救急救命士が行うことは、公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして、歯科医師がワクチン接種のための筋肉内注射を実施する場合と同様に、医師法第 17 条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、住民の生命や健康を守るために迅速にワクチン接種を進める必要がある中で、必要な医師や看護師等の確保ができないために、臨床検査技師・救急救命士の協力なしには特設会場（地域住民を対象にワクチン接種を行う病院を含む。以下同じ。）でのワクチン接種が実施できない状況であること。
- (2) 協力に応じる臨床検査技師・救急救命士がワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること。
- (3) 臨床検査技師・救急救命士によるワクチン接種のための筋肉内注射の実施について被接種者の同意を得ること。

上記（1）については、予防接種の実施主体である自治体の長が、医師や看護師等の確保に取り組んだ上で、それでも必要な医師や看護師等の確保が困難と判断し、地域の医師会等の関係者とも合意の上で、地域の関係者に協力を要請する必要があること。

臨床検査技師・救急救命士がワクチン接種を行うのは、集団接種のための特設会場に限り、臨床検査技師・救急救命士がワクチン接種のための筋肉内注射を行うに当たっては、特設会場にいる医師の適切な関与の下で行う必要があること。また、予診やアナフィラキシーショック等の症状が発生した場合の対応については、特設会場にいる医師が行うこと。

上記（3）の同意を取得するには、被接種者がワクチン接種のための筋肉内注射をされる際に、臨床検査技師・救急救命士が実施していることを認識していることが重要であり、これが満たされるのであれば、同意の取得方法として、書面による同意、口頭での説明による同意、臨床検査技師・救急救命士もワクチン接種のための筋肉内注射を実施していることを会場に掲示した上で臨床検査技師・救急救命士がワクチン接種のための筋肉内注射を実施していることを明確に被接種者に伝えることによる同意等、いずれの方法でも差し支えないこと。

なお、本通知に記載した救急救命士に係る法的整理については、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための一部を改正する法律（令和3年法律第49号）による救急救命士法の改正を受けて行われた整理ではないこと。

2. 研修について

上記（2）の研修については、厚生労働省において、関係団体と連携して、教材の作成や実技を含む研修実施体制について具体的な検討を進めているところであり、追ってお示しすることとしている。

なお、研修については、ワクチン接種への協力を希望する者が、その意思に基づいて受講するものであること。

第三 その他

効果的かつ効率的なワクチン接種体制の構築に当たっては、予防接種全体を円滑に進めるという観点から、事前に、どの業務にどの医療関係職種を何名配置するかを検討し、シミュレーションをした上で、集団接種を開始するとともに、集団接種の開始後も、業務全体を点検し、どの業務に時間がかかっているのか等を検証した上で、必要な改善に努めることにより、集団接種会場の接種能力全体を高めていくという視点が重要であることにも留意し、体制の構築に取り組むこと。

（参考）

- ・新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会（令和3年5月31日開催）資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_127375_00010.html

事 務 連 絡
令和3年6月4日

各都道府県総務部（局） 御中
（財政担当課・人事担当課・市町村担当課扱い）

総務省地域力創造グループ地域政策課

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための
各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について

各都道府県におかれましては、全庁をあげて、新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれていることに感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種を更に迅速かつ円滑に進める観点から、ワクチン接種体制における各医療関係職種の専門性を踏まえた効果的かつ効率的な役割分担の在り方として、ワクチン接種に関して、各医療関係職種に当面、期待される役割が厚生労働省において整理され、別添のとおり通知が発出されました。

別添通知では、救急救命士についても言及がなされております。

つきましては、貴都道府県総務部局におかれましても、上記の趣旨を踏まえ、市区町村に対して別添通知について周知していただくとともに、衛生主管部局と連絡を密にし、市区町村に対する支援体制を引き続き充実していただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

事務担当
地域力創造G 地域政策課
茂原課長補佐、近藤主査
直通 03-5253-5523
FAX 03-5253-5530
Mail chisei@soumu.go.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 11 日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁消防・救急課
消防庁救急企画室

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修
について」への対応等について

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナワクチン接種のための、医師・看護師等以外の各医療関係職種（救急救命士を含む。以下同じ。）の確保に関しては、厚生労働省における検討状況等について、令和 3 年 5 月 25 日付け及び 31 日付け事務連絡（消防庁消防・救急課、救急企画室）並びに「厚生労働省「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」への対応について」（令和 3 年 6 月 4 日付け消防消第 244 号消防庁消防・救急課長、消防救第 183 号消防庁救急企画室長通知）によりお知らせしたところです。

こうした中、本日、同省より、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について」（令和 3 年 6 月 11 日付け厚生労働省医政局医事課、厚生労働省医政局地域医療計画課、厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「6 月 11 日付け厚生労働省事務連絡」という。）（別添 1）が発出されるとともに、総務省より、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について」（令和 3 年 6 月 11 日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡。以下「6 月 11 日付け総務省事務連絡」という。）（別添 2）が発出され、自治体の長からの協力要請に応じてワクチン接種のための筋肉内注射に従事する臨床検査技師、救急救命士にあらかじめ必要とされる研修について情報提供がなされました。

つきましては、貴部（局）におかれては、6 月 11 日付け厚生労働省事務連絡、6 月 11 日付け総務省事務連絡及び下記の内容に十分に御留意の上、貴都道府県及び管内市町村のワクチン接種主管部（局）等の関係者との間で適切な調整・連携を図っていただくとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）及び貴都道府県下の消防学校等の消防関係研修機関に対して、この旨周知されますようお願いいたします。

記

- 1 自治体の長から消防機関に対して、当該機関に所属する救急救命士の活用に係る協力要請があった場合における当該機関の対応について

予防接種の実施主体である自治体の長から、効果的かつ効率的なワクチン接種体制の構築に向けて、ワクチン接種のための筋肉内注射や接種後の状態観察に関して、消防機関に対して、当該機関に所属する救急救命士の活用に係る協力要請があった場合において、当該要請に応じて当該救急救命士を筋肉内注射に従事させるためには、あらかじめ、6月11日付け厚生労働省事務連絡で示された座学研修及び実技研修を受講させる必要があります。

このため、当該自治体のワクチン接種を担当する部局から示される研修の枠組みに沿って、当該救急救命士の研修受講について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、消防機関が、当該機関に所属する救急救命士を自治体を実施するワクチン接種業務に従事させる場合の、当該救急救命士の身分取扱い等の考え方については、「消防職員である救急救命士がワクチン接種業務に従事する場合の任命等及び手当について」（令和3年6月11日付け総行公第49号総務省自治行政局公務員部公務員課長、消防消第255号消防庁消防・救急課長通知）（別添3）を参照ください。

- 2 自治体の長から消防学校等の消防関係研修機関に対して、必要な研修実施に係る協力要請があった場合における当該研修機関の対応について

予防接種の実施主体である自治体の長から、効果的かつ効率的なワクチン接種体制の構築に向けて、消防学校等の消防関係研修機関に対して、救急救命士へのワクチン接種のための筋肉内注射の研修実施に係る協力要請があった場合には、当該研修機関における本来業務に支障を生じさせない範囲で、できる限りの協力を行っていただくようお願いいたします。

（協力例）当該研修機関に所属する職員を研修講師として派遣
自治体からの依頼・委託を受け実技研修を実施

- 3 その他

ワクチン接種のための筋肉内注射に必要となる研修について、座学研修に係る Web 研修システムや、実技研修に係る必要な研修項目及び実施体制並びに研修を受託することが可能な関係団体等については、6月11日付け厚生労働省事務連絡のとおり、今後、準備が整い次第、厚生労働省より示されることがとされていることから、これらを受けて、消防庁としても引き続き、適時の情報提供等を行ってまいります。

(別添資料)

- 別添 1・・・「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について」(令和 3 年 6 月 11 日付け厚生労働省医政局医事課、厚生労働省医政局地域医療計画課、厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)
- 別添 2・・・「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について」(令和 3 年 6 月 11 日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡)
- 別添 3・・・「消防職員である救急救命士がワクチン接種業務に従事する場合の任命等及び手当について」(令和 3 年 6 月 11 日付け総行公第 49 号総務省自治行政局公務員部公務員課長、消防消第 255 号消防庁消防・救急課長通知)

【問合せ先】

消防・救急課	高荒 永峯 前田	T E L : 03-5253-7522
救急企画室	伊藤 小塩 岡澤	T E L : 03-5253-7529

事務連絡
令和3年6月11日

各 都道府県
市町村
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の
臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施の可否についての法的な整理については、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種専門性を踏まえた対応の在り方等について」（令和3年6月4日厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長通知。以下「6月4日通知」という。）において、お示したところですが、その中で、実施に際する条件の1つとして、「協力に応じる臨床検査技師、救急救命士がワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること。」をお示したところです。

この必要な研修については、臨床検査技師、救急救命士が筋肉内注射の経験を有していないことから、講義形式のものに加え、実技によるものも含まれている必要があります、その具体的な内容について以下の通り整理しましたので、その内容について御了知いただき、関係者へ周知いただくとともに、期限を7月末としている高齢者向け接種に関し特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、研修を終えた臨床検査技師、救急救命士が、実際に特設会場においてワクチン接種に従事するにあたっては、特設会場の全体像を把握し、自身の役割を理解するとともに、周囲のスタッフと円滑に連携が取れるようにしておくことが重要です。このため、特設会場を設置する都道府県及び市区町村（以下「都道府県等」という。）においては、実習を終えた者が、従事する前に特設会場の見学を行い、期待される役割の説明や緊急時の対応等について説明を受けると共に、職種ごとの留意点を再確認できるようにしてください。

記

1. 講義形式の研修（以下、「座学研修」という。）

座学研修における講義の内容に関しては、関係団体のご協力をいただき、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会の Web 研修システムを活用することにより研修実施体制の構築を進めております。

臨床検査技師、救急救命士については、この Web 研修システムにより研修動画全てを視聴し確認試験に合格することをもって、一定の知識を有するとし、臨床検査技師の受講修了者については日本臨床衛生検査技師会から、救急救命士の受講修了者については、日本救急医療財団から、座学研修の受講修了証が発行されます。

なお、Web 研修システムについては現在準備中であり、受講可能な状況になりましたら、改めてお知らせいたします。

2. 実技を含む研修（以下「実技研修」という。）

実技研修は、座学研修を修了した者に対して、都道府県等において実施いただきますようお願いいたします。実技研修の実施にあたっては、下記ワクチン接種に関する職種ごとの留意点を研修内容に含めるとともに、下記実技研修の実施方法に関する留意点等を参照してください。

当該実技研修を受講することをもって、ワクチン接種のための筋肉内注射について必要な技術を有するとし、各都道府県等においては、受講修了者に対して、実技研修の修了証を発行していただきますようお願いいたします。

なお、実技研修の実施にあたっては、都道府県等から関係団体に委託することも可能であり、関係団体が実施する実技研修を受講した場合は、当該団体が都道府県等との連名で修了証を発行するものとします。研修を受託することが可能な関係団体については、整理の上改めてお知らせいたします。各都道府県等におかれましては、実技研修の実施について、関係団体のご協力をいただき、各地域において適宜調整いただきますようお願いいたします。

実技研修に必要な項目や実施体制等については、おって更にお知らせをいたします。

＜ワクチン接種に関する職種ごとの留意点＞

①臨床検査技師

- 1) シリンジに薬液が充填されていることを確認する。
- 2) 注射部位の皮膚はつまみ上げるのではなく、注射部位周辺の皮膚を軽く広げるように伸展させる。
- 3) 注射針が骨に当たった場合、刺し直しのために針を抜くことはせず、2～3mm 引き戻してからそのまま注入する。
- 4) 注射針を皮膚面に刺した際、陰圧をかけて血液の逆流がないことを確かめる必要はない。
- 5) 被接種者の体型などにより注射針を付け替える必要があると判断した場合は、医師等に相談する。

②救急救命士

- 1) シリンジに薬液が充填されていることを確認する。
- 2) 注射針（穿刺針）のキャップを外すときは、シリンジを保持し、キャップを、ねじりを加えずつますぐ引き抜く。（注：ねじりを加えると、注射針ごとキャップが外れる）
- 3) 穿刺時は、押し子に指をかけない。（注：押し子の抵抗が軽く、指を添えるだけで薬液が出てしまうことがある）
- 4) 被接種者の体型などにより注射針を付け替える必要があると判断した場合は、医師等に相談する。

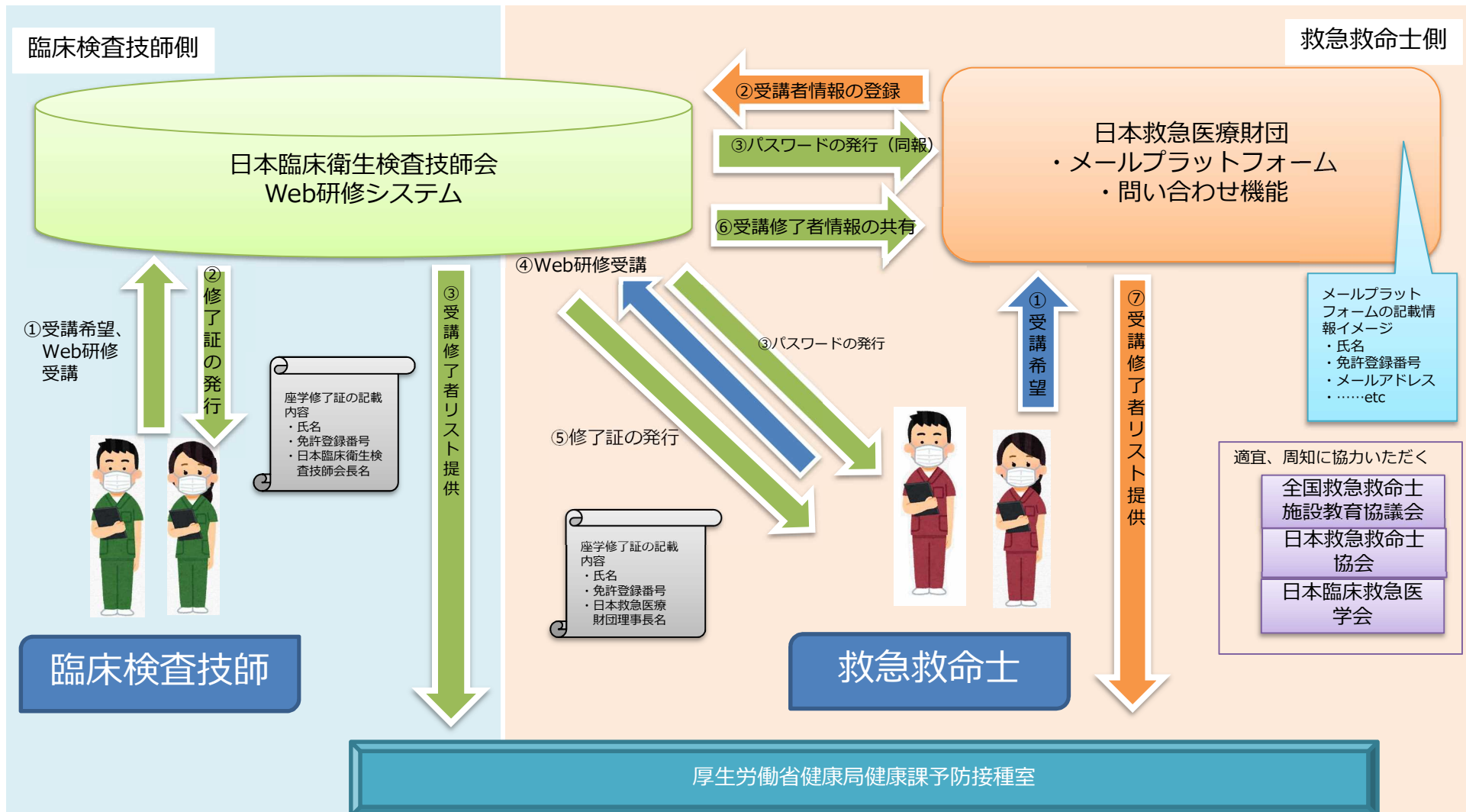
＜実技研修の実施方法に関する留意点等＞

- 1) 実技研修は、ワクチン接種に関する職種ごとの留意点を再確認することを含む講義と、シミュレーターを用いた実技を含むものとしてください。
- 2) 実技研修にあたっては、研修の実施効率性の観点から、一つの研修会に、看護師、（筋肉内注射の経験がない）歯科医師、臨床検査技師、救急救命士等の複数の医療資格所有者を含むこととしても構いません。ただし、複数職種が含まれる実技研修を行う場合は、職種ごとの留意点を踏まえる必要があることから、実技は、各職種に分けて実施する必要があります。

新型コロナのワクチン接種に係る臨床検査技師・救急救命士の研修（座学）スキーム（案）

検討中のイメージ

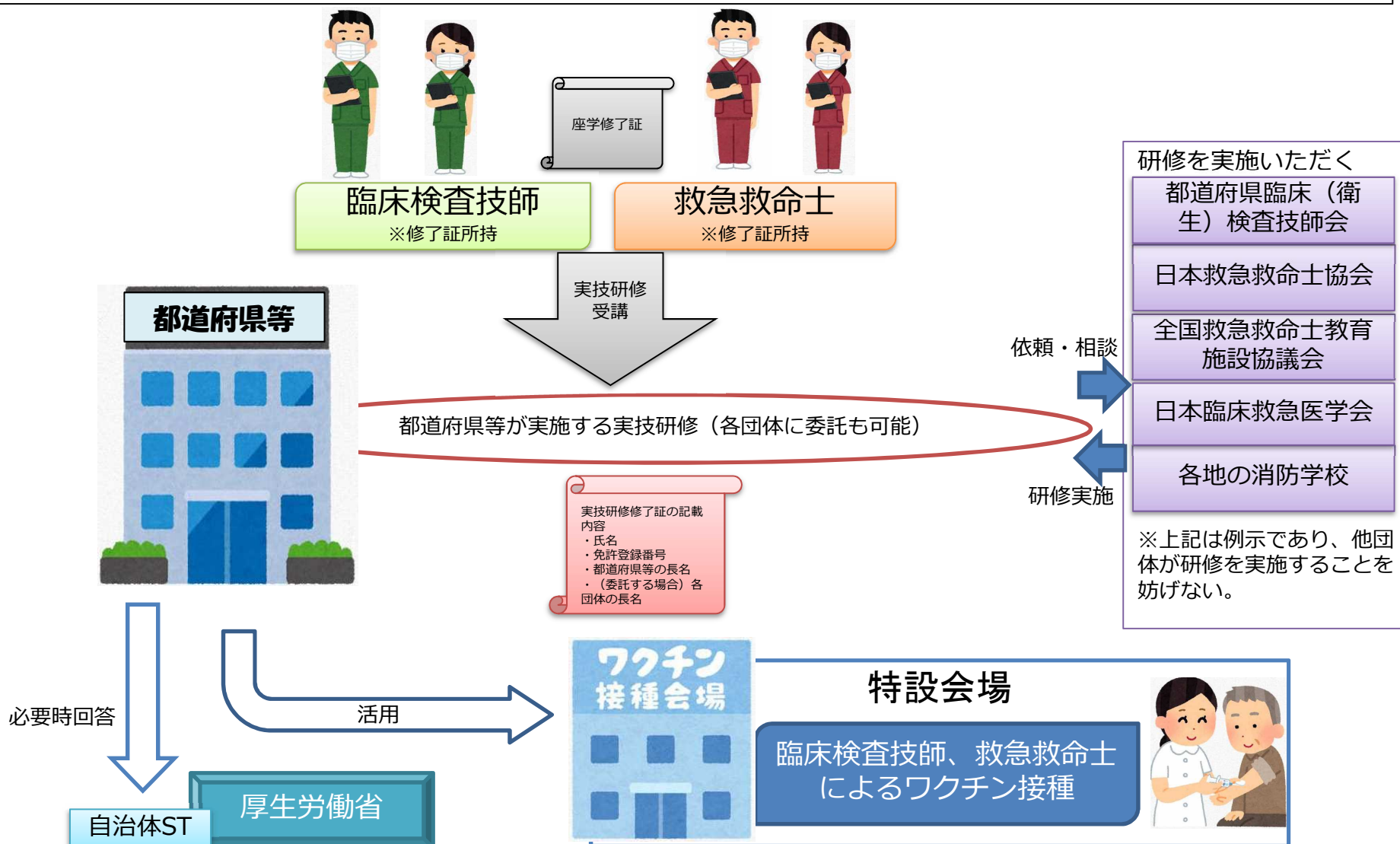
- ❑ 座学については臨床検査技師、救急救命士共に、日本臨床衛生検査技師会のWeb研修システム（オンデマンド）を活用する。
- ❑ 日本救急医療財団は、救急救命士からの座学の受講希望を受けて救急救命士の免許登録番号等の突き合わせを行って本人確認をし、その情報を日本臨床衛生検査技師会のWeb研修システム受講申込に登録する。



新型コロナのワクチン接種に係る臨床検査技師・救急救命士の研修（実技）スキーム（案）

検討中のイメージ

- 座学の修了証の発行を受けた臨床検査技師及び救急救命士は、当該修了証を提示の上、都道府県等が実施又は都道府県等が委託する各団体が実施する実技研修を受講する。
- 実技研修修了後、当該臨床検査技師及び救急救命士は集団接種会場におけるワクチンの接種者として活動が可能となる。



事 務 連 絡
令和3年6月11日

各都道府県総務部（局） 御中
（財政担当課・人事担当課・市町村担当課扱い）

総務省地域力創造グループ地域政策課

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の
臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について

各都道府県におかれましては、全庁をあげて、新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれていることに感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施の可否についての法的な整理については、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」（令和3年6月4日厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長通知）において示されたところですが、その中で、実施に際する条件の1つとして、「協力に応じる臨床検査技師、救急救命士がワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること」とされております。

この必要な研修については、臨床検査技師、救急救命士が筋肉内注射の経験を有していないことから、講義形式のものに加え、実技によるものも含まれている必要があり、今般、その具体的な内容について厚生労働省において整理され、別添のとおり事務連絡が発出されました。

つきましては、貴都道府県総務部局におかれましても、上記の趣旨を踏まえ、市区町村に対して別添事務連絡について周知していただくとともに、衛生主管部局と連絡を密にし、市区町村に対する支援体制を引き続き充実していただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

事務担当
地域力創造G 地域政策課
茂原課長補佐、近藤主査
直通 03-5253-5523
FAX 03-5253-5530
Mail chisei@soumu.go.jp

総行公第 49 号
消防消第 255 号
令和 3 年 6 月 11 日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政担当課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各都道府県消防防災主管部（局）長

} 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公印省略）
消防庁消防・救急課長
（公印省略）

消防職員である救急救命士がワクチン接種業務に従事する場合の
任命等及び手当について（通知）

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として実施されるワクチン接種に係る業務（令和 3 年 6 月 4 日付け医政発 0604 第 31 号厚生労働省医政局長、健発 0604 第 17 号厚生労働省健康局長、薬生発 0604 第 6 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種専門性を踏まえた対応の在り方等について」（以下「6 月 4 日付け厚生労働省通知」という。）において役割が整理された業務。以下「ワクチン接種業務」という。）に消防職員である救急救命士が従事する場合について、今般、任命等及び手当について整理しましたので、下記の事項を踏まえて適切に御対応いただきますようお願いいたします。

また各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第 37 条（助言）、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 消防職員である救急救命士がワクチン接種業務に従事する場合の任命等について
ワクチン接種業務は、消防の任務（消防組織法第 1 条）には含まれないと

解されるため、消防職員である救急救命士が自らの属する地方公共団体が実施するワクチン接種業務に従事する場合には、ワクチン接種を担当する保健衛生部局との併任によることが適当と考えられます。また、消防職員である救急救命士が自らの属する地方公共団体以外の地方公共団体が実施するワクチン接種業務に従事する場合には、ワクチン接種業務を実施する地方公共団体の職に任命し、兼務させることが適当と考えられます。

これらの場合、関係する任命権者間において勤務時間の適切な調整をお願いします。

なお、ワクチン接種業務への従事については、上記の職務として実施する方法のほか、病院や集団接種会場等において報酬を得て接種に協力することと考えられるところですが、地方公務員法第 38 条の規定による任命権者の兼業許可を行うに当たっては、各地域における接種業務の需要等を踏まえて対応の可否を適切に判断して下さい。

2 消防職員である救急救命士がワクチン接種業務に従事する場合の手当について

消防職員である救急救命士がワクチン接種業務に従事する場合、当該業務について、6 月 4 日付け厚生労働省通知による違法性阻却の法的な整理等に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る対応のため、本来救急救命士が実施することのない行為を時限的・特例的に行わせることとされていることから、特殊勤務手当を支給することが想定されます。

当該手当については、当該業務が時限的・特例的なものとされていることを踏まえるとともに、国及び他の地方公共団体の職員等の給与等を考慮するなど、特殊勤務手当の制度の趣旨に合致したものとなるよう、適切に取り扱われるようお願いします。

なお、防衛省の大規模接種センターにおいては、ワクチン接種の業務（筋肉内注射、経過観察等）に従事した職員には、日額 3,000 円が支給されております。

また、手当が創設される前にワクチン接種業務に従事した職員を、遡って支給対象とする場合には、その旨条例に規定するなど、適切に御対応願います。

消防職員である救急救命士がワクチン接種業務に従事した場合の時間外勤務手当及び特殊勤務手当については、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の対象経費に含まれております（詳細は別添 1（「新型コロナウイルスワクチン接種対策費の国庫負担について」（令和 3 年 2 月 22 日付け厚生労働省発健 0222 第 1 号厚生労働事務次官通知））をご参照ください）。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することも可能です（別添 2（p.15））。

以上

【問合せ先】

公務員課	岡本	渡邊	徳岡	T E L : 03-5253-5542
消防・救急課	高荒	永峯	前田	T E L : 03-5253-7522